

2 平成22年度に成立した主な法律等

法律名：医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成22年5月19日	施行年月日：平成22年5月19日 (ただし下記にある、2の(1)④、(2)①及び(3)③については、平成22年7月1日施行)
法律番号：35	主管部局：保険局国民健康保険課、高齢者医療課、保険課
<p>1. 法律の趣旨</p> <p>医療保険制度の安定的な運営を図るため、平成22年度以後の国民健康保険の財政基盤強化策の見直し、全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助割合の見直し等所要の改正を行う。</p> <p>2. 改正の具体的内容</p> <p>(1) 国民健康保険法の一部改正</p> <p>① 平成21年度までの暫定措置である財政基盤強化策（高額医療費共同事業、保険財政共同安定事業及び保険者支援制度）を4年間延長する。</p> <p>② 都道府県が市町村国保の「広域化等支援方針」を策定し、これに沿って市町村を指導することができる仕組み等を創設する。</p> <p>③ 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、市町村が法定外給付を行う場合等の都道府県知事への事前協議及び高医療費市町村による安定化計画策定の義務付けを廃止する。</p> <p>④ 資格証明書世帯の15歳以下の子どもに対して交付している短期被保険者証について、その対象を18歳以下の子どもに拡大する。</p> <p>(2) 健康保険法等の一部改正</p> <p>① 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険給付費等に対する国庫補助割合について、平成22年度から24年度までの間、13%から16.4%に引き上げること（引上げは平成22年7月から）。</p> <p>② 協会けんぽの保険料率の上限を見直す。</p> <p>③ 協会けんぽの都道府県単位保険料率について、毎事業年度の財政均衡の要件の例外を定めるとともに、中期的な財政健全化の枠組みを法定する。</p> <p>④ 協会けんぽの都道府県単位保険料率について、激変緩和措置を講ずる期間の延長を行う。</p> <p>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正</p> <p>① 後期高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制するため、後期高齢者医療制度の財政安定化基金について、保険料の上昇の抑制に活用できるようにする。</p> <p>② 加入後2年間とされている後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減措置を継続するため、所要の措置を講ずる。</p> <p>③ 現在加入者割とされている後期高齢者支援金の負担方法を、平成22年度から24年度までの間、被用者保険に係る支援金総額の3分の1（平成22年度については9分の2）については総報酬割（応能負担）とする。</p>	

法律名：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律	
公布年月日：平成22年12月10日	施行年月日：下記を参照
法律番号：第71号	主管部局：社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課
<p>1. 趣旨 障害者自立支援法及び児童福祉法等の内容を一部改正する。 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正。</p> <p>2. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者負担の見直し（平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行） <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担について、応能負担を原則に ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減 ○障害者の範囲の見直し（公布日施行） <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化 ○相談支援の充実（原則として平成24年4月1日施行（予定）） <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化） ・支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大 ○障害児支援の強化（平成24年4月1日施行） <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行） ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ・在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。） ○地域における自立した生活のための支援の充実（平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行） <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化） <p style="text-align: right;">など</p>	